Ａ　２　－　４　３

５ 年 保 存 （ 常 ）
（令和13年12月31日まで）

ＦＮ．Ａ２－12－０
鹿 総 第 ３０６６ 号
令 和 ８ 年 10 月 26 日

各 部 長
各参事官　殿
各所属長

本　　部　　長

担当	情報公開係	TEL	[redacted]

鹿児島県警察における訓令等の公表基準について（通達）

訓令等の公表については、「鹿児島県警察における訓令等の公表基準について（通達）」（令和５年３月 14 日付け鹿相第 57 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、このたび、別添の「鹿児島県警察における訓令等の公表基準」を一部見直したことから、各所属にあっては、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和８年 10 月 26 日から施行し、旧通達は令和８年 10 月 25 日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察における訓令等の公表基準

1　趣旨

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、鹿児島県警察（以下「県警察」という。）の施策を示す訓令及び通達（以下「訓令等」という。）を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2　公表の基準

訓令等について、次に掲げる基準により公表する。

⑴　鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）第７条各号に掲げる不開示情報を含まないものについては、全文で公表する。ただし、次に例示する県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものについては、除くものとする。

ア　県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する訓令等

イ　専ら技術的・補足的事項を定める訓令等

ウ　その他県民生活に影響を及ぼさない訓令等

⑵　条例第７条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するよう努めるものとする。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要とも公表しないこととする。

3　公表の方法

鹿児島県警察ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）に掲載するとともに、鹿児島県警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）には、公表した訓令等を備え付け、一般の閲覧に供することとする。

4　公表の時期

訓令等については、発出後、速やかに公表するものとする。ただし、発出後、速やかに公表することが適当でないと認める場合は、当該事情がなくなった後、速やかに公表するものとする。

5　公表の期間

公表の期間については、訓令等が効力を有する期間（保存期間）とする。ただし、効力を有する期間内であっても、訓令等の内容により公表の期間を短縮することができる。

6　公表要領

⑴　公表要否の協議

訓令等の起案を行う所属長（以下「起案所属長」という。）は、「公表の基準」に基づく公表を要すると認められる訓令等の発出に際し、公表の要否について総

務課長と事前に協議するものとする。

⑵　公表の承認

起案所属長は、公表する訓令等について、重要なものは警務部長の承認を受けるものとする。

⑶　訓令等の提出

起案所属長は、訓令等の写し及びウェブサイト掲載用のデータを総務課長に提出するものとする。

⑷　ウェブサイトへの掲載及び警察情報センターへの備付け

総務課長は、起案所属長から提出を受けた訓令等をウェブサイトに掲載するとともに、警察情報センターにその写しを備え付けるものとする。

7　公表上の留意事項

⑴　訓令等の公表に当たっては、条例第７条各号の不開示情報が含まれていないかなどを慎重に判断すること。

⑵　複数の所属に関係する訓令等を公表する場合は、事前に関係所属と協議し、起案所属長が公表手続を執ること。